

一、板倉周防守の一失
 板倉周防守殿、一生に二つ三つも仕落しの事あり。されども名人の名を被得候故、あからさまに不知候。右内膳殿への申分も一失と云。

一、板倉周防守親殺しの仕置
 久世大和守殿、殿之重之或時板倉周防守殿江戸へ被參候時分尋られしは、日外京都に親を弑せし者ありと聞候。此罪人は如何御刑法被成候哉承度と被申候。周防守、扱々御自分にはいまだわかなく御入候に、御心かけられか様の事を御聞被成度とは、奇特の事に候。語てきかせ可申候。其者は或夜賀茂川の邊へ引出し首を切、其夜にうづませ申候とあり。
 大和殿、是は重罪人の事に候處、左様に被成候は、何とぞ思召も候や承度と被申候。さればこそ御不審なくて不叶所にて候。御心がけ故かやうの事御尋、近頃感入候。只今迄被尋よと存候へども、とふ人もなく候。御若く候間よく御聞置候へ。惣じて仕置と申ものは、勸善懲惡二つを以て致事ゆゑ、惡事をなせしものをば其程々に應じ、或は斬罪、或は尸をかけてさらし、科の輕重姓名を記て立申候。惡をな

せば如此の罪に行はるゝ程に、惡をやめよとの見せしめに候。此者の事は親を弑する罪、たとへ火あぶりにいたし候ても、不重罪に候へども、一向此者は首を切てひそかにうめさせ申候。心ある事にて候。此ものをもさやうに致候へば、傳へ聞くものゝ内、扱はおやをも殺すものありといふ事をしり候へば、ふと親を殺す心もいであまじきものにも無之候。又か様に切捨候へば、中に、日外親を殺者ありしときく。偽りならん。あるべき事にもなし。若あらば重罪に行はれでは不叶事と申ものも出来、おのづから沙汰もなく成申候。左候へば結局惡を止るの心にて候との咄にて、和州ことの外感心にて、何と成行候や不審に存じ、耳を傾て承候に、御咄にて兎角可申様も無之、後學なりと被申候と也。

愚曰。弑父大逆罪、防州の裁斷一風かはりて面白きいたし様とは可申敷。聖賢の刑法にては無之候。其常法を知ても、一時の權道にてかくすべきは格別也。若無左候は、無知妄作、私意のなす所と云べし。不學無術の族、多くはか様の所に常道を失候。元祿年中御持筒足輕頭原三郎

左衛門組知甚五郎と云者、父を刺殺し其身も自殺しぬ。

三郎左衛門心附候は、自殺ながら弑父も大罪に候間、殊にも可罷成哉と執政の諸大臣へ申斷候處、自殺の上は亂心と申者に候。亂心のもの、何の食着にも及申まじきとの事にて、常の自殺人同事に罷成、寺へ葬りし。有識の者邦の常刑を失ふ事を潜に嘆きぬ。昔邦某の定公と云人の時、其國に父を弑する者あり。有司の者告たり。定公大に驚て、不覺その座席を失て、扱曰。是某が罪なり。某後學の者の爲に、其罪人の刑罰を定むとて、定めらるゝ様は、臣として君を弑せば、凡官にあるもの殺して赦す事勿れ。子として父を弑せば、凡官にあるもの殺して赦すことなかれ。其人を殺し、其の室を壊ち、其宮を汚めて瀦めよ。扱君たる人は、月を躑て爵を擧よと定められたり。大抵にては刑法不當ればなり。但其罰を重くせんとして、火あぶり或は車裂など、云は、淫刑として不用ことなり。凡官にあるとは官を以て云なり。凡官にあるとは人々の家々を云。其官を汚めるとは、此宮は宅地の事なり。扱君たる人、月を躑て爵を擧よとは、酒を不飲して自ら

罰せる意。此刑法の簡要は此にあり。定公の自ら罰せられし事も知申侍るなり。

一、御鎧餅祝日の起り

家光公御迄は、御鎧餅正月廿日に御祝なり。此廿日と云は、御鎧餅の双柄と申にかたどり候よし也。然に廿日薨御被遊候。其翌年林道春へ御老中、何日可然哉と御尋候へば、暫考て、十一日可然かと云。何故と問ひ給ふ。十一とは士と申字に候へば、士の日と申意にて宜しからんかと申上。其より十一日に極りたりと。西井勘兵衛

一、家康公このしろを嗜まるゝ事

このしろと云魚は、士たるもの食不申候と云事如何と尋候へば、此魚を燒候へば人を火葬するの臭致し、けがれに立との説也。龜兒、日本紀

東路の室の八嶋に立煙誰がこのしろにつなせやくらん

此つなせと云は、今俗に云つものじと云魚の事とぞ。私曰。このしろは子の代と云事ならん。わかし人向、多く子の代を以て御鎧餅を以て利とす。關東に死に多ありし事と云。家康公このしろを御嗜み被召上候に付、本多佐渡守殿笑止がりて或時登城し、今日は御相伴仕候とて退出なし。公も佐州事故、ゆるりと